# **(TAINS**

## 相続等により取得した建物 の減価償却費の計算方法



·----- 草間 典子[足立]

I. はじめに

被相続人等が事業の用に供していた 建物を相続等により取得した場合、相 続人等の減価償却費の計算において、 注意しなければならないことがありま

今回は、資産を引き継いだ相続人等 の減価償却費の計算において、減価償 却方法と耐用年数について争われた判 決をご紹介いたします。

なお、今回ご紹介する事例は、所得 税法60条 1 項所定の相続等により取得 した減価償却資産となります。

#### Ⅱ. 減価償却方法/被相続 人等の償却方法は引き 継がないとの判断

平17.12.6 千葉地裁 (却下、棄却)(控訴) Z255-10218平18.4.27 東京高裁 (棄却)(上告及び上告受理申立て) Z256 - 10382平18.9.28 最高裁 (上告棄却:不受理)(確定) Z256 - 10521

#### 1、事案の概要

本件は、原告が平成14年1月に相続 により取得した建物につき、減価償却 資産の償却方法について定額法を選定 した上で確定申告書を提出した後、定 率法を選定する旨の更正の請求をした ところ、市川税務署長から更正をすべ き理由がない旨の通知処分を受けたた め、その取消しを求めた事案です。

#### 2、千葉地裁の判断

#### (1) 所得税法施行令120条の解釈

同条 1 項 1 号イにいう「取得」に、 建物の相続による承継取得が含まれる ならば、本件建物は、同号イの「平成 10年3月31日以前に取得された建物」 には当たらず、同号口の「イに掲げる 建物以外の建物」に該当し、本件所得 税につき、減価償却費算入額の計算に 当たり、選定できる減価償却方法は、 同号口に定める定額法(現行:旧定額 法)ということになるところ、同号イ にいう「取得」に相続による承継取得 が含まれない旨の明文の規定はなく、 民法上も相続は不動産の取得原因の一 つとされており、文理解釈上「取得」 には、相続による承継取得も含まれる と解される上、同号イにいう「取得」 に、相続による承継取得が含まれない と解すべき合理的理由も認められな

したがって、同号イにいう「取得」 には、相続による承継取得が含まれる というべきである。

#### (2) 本件への当てはめ

Tax Accountant Information Network System

減価償却資産の取得価額について規 定した所得税法施行令126条2項にお いて、相続等により取得した減価償却 資産について相続人等が被相続人等の 取得価額を引き継ぐ旨規定している が、この規定は、相続等により取得し た減価償却資産について被相続人等が 選定していた償却の方法を相続人等が 引き継ぐことまで規定したものではな く、減価償却方法は、令120条が規定 するとおりである。

したがって、相続によって減価償却 資産である不動産を取得した場合、そ の資産について選定することができる 減価償却方法は、その相続による承継 取得の時期に応じて、令120条1項1 号イ又は口によって定まるというべき であって、当該資産について被相続人 が選定していた減価償却方法を承継す るとはいえない。

#### 皿. 耐用年数/中古資産に 係る簡便法の適用は認 められないとの判断

平26.3.14 大阪地裁 (棄却)(控訴) Z264 - 12432平26.10.30 大阪高裁 (棄却)(上告・上告受理申立て) Z264 - 12558平28.2.4 最高裁 (上告棄却・不受理)(確定) Z266 - 12794

#### 1、事案の概要

本件は、相続によって取得した不動

産を賃貸する控訴人が、平成19年分か ら平成21年分までの所得税について、 各年分の不動産所得の金額の計算上、 減価償却資産の耐用年数等に関する省 令3条1項2号口の規定により算出し た耐用年数を基礎として計算した償却 費を必要経費に算入して確定申告をし たところ、茨木税務署長から、減価償 却資産を相続によって取得した場合に は上記の耐用年数を基礎として償却費 を計算することができず、必要経費が 過大であるなどとして、所得税の各更 正処分等を受けたことから、これら処 分等の取消しを求めた事案です。

SERIES TAINS解体新書

#### 2、大阪高裁の判断

#### (1) 法令解釈

減価償却の趣旨・目的に照らすと、 所得税法施行令126条2項の趣旨は、 前所有者の取得価額を取得者が引き継 ぐことにより、前所有者による資産の 利用期間と取得者による資産の利用期 間を通じて減価償却資産の取得価額を 適切に配分することにあると考えられ るところ、所得税法60条1項所定の相 続等により取得した減価償却資産につ いて、前所有者の取得価額は取得者に 引き継がれるが、耐用年数は引き継が れないとすると、施行令126条2項の 上記趣旨にそぐわない結果となり、相 当でないというべきである。

減価償却資産の耐用年数等に関する 省令3条1項の規定の趣旨からすれ ば、同項は、中古資産を取得した時点 における取得価額を当該取得後におけ る使用可能期間等に償却費として配分 するために設けられた規定であると解 するのが相当である。これに対し、法 60条1項所定の相続等により取得した 減価償却資産については、取得者は前 所有者の新品としての取得価額を引き 継ぐことになり、この取得価額に対し て省令 1 条の定める法定耐用年数が適 用されるのであって、相続等による取 得の時点で取得価額が発生することは ないから、省令3条1項の規定を適用 する余地はないものというべきであ

以上によれば、法60条1項所定の相

続等により取得した減価償却資産につ いては、前所有者の取得価額のみなら ず耐用年数も取得者に引き継がれ、省 令3条1項の規定が適用される余地は ないと解するのが相当である。 (2) 本件への当てはめ

控訴人は、相続により本件各減価償 却資産を取得したところ、前所有者で ある乙は、各減価償却資産をいずれも 新品として取得し、それぞれ法定耐用 年数を適用していることが明らかであ る。そうすると、控訴人による減価償 却資産の取得については、上記の法定 耐用年数が控訴人に引き継がれ、省令 3条1項の規定は適用されないという べきである。

よって、控訴人は、これらの償却費 の計算において、簡便法に基づいて算 出した耐用年数を用いることはできな

#### Ⅳ. おわりに

上記判決により、相続等により取得 した資産については、被相続人等から 取得価額、耐用年数、経過年数及び未 償却残高を引き継いで減価償却費を計 算することになりますが、償却方法は 引き継がないことになります。

なお、この場合の取得価額とは、被 相続人等の実際の取得価額となりま

被相続人等が定率法から定額法に償 却方法を変更していた減価償却資産の 場合でも、所得税基本通達49-20の規 定による償却方法変更の際のみなし取 得価額でなく、被相続人等の実際の取 得価額が引き継がれることになります ので、注意が必要です(大阪国税局個 人課税審理専門官 平成16年2月10日 質疑事例0210 TAINSコード:所 得事例大阪局060210)。

TAINSの入会に関するお問い合 わせは、データベース事務局へ TEL 03(5496)1195





### MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- ●消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象<sup>®</sup>
- 2019年5月の新元号にも対応

MJSLINKHE Galileopt

